

所得税 市・県民税 申告は お早めに

市役所での確定申告は
2月16日～3月16日

大和税務署では、表1の日程で市役所に申告窓口を開設します。

主な収入が営業・農業などの事業所得、不動産所得、分離譲渡所得、退職所得の方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士が同署に申告相談してください。

持ち物は▼印鑑▼26年分源泉徴収票▼支払い社会保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合は、保険料の証明書)▼各種控除証明書▼25年分の確定申告をしている方は、その控え▼申告する方の銀行などの口座番号の控え(還付の場合に必要)▼筆記用具▼電卓▼申告書▼お知らせはがき(届いた方のみ)▼医療費控除を受ける方は26年分の医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額の分かるもの一です。

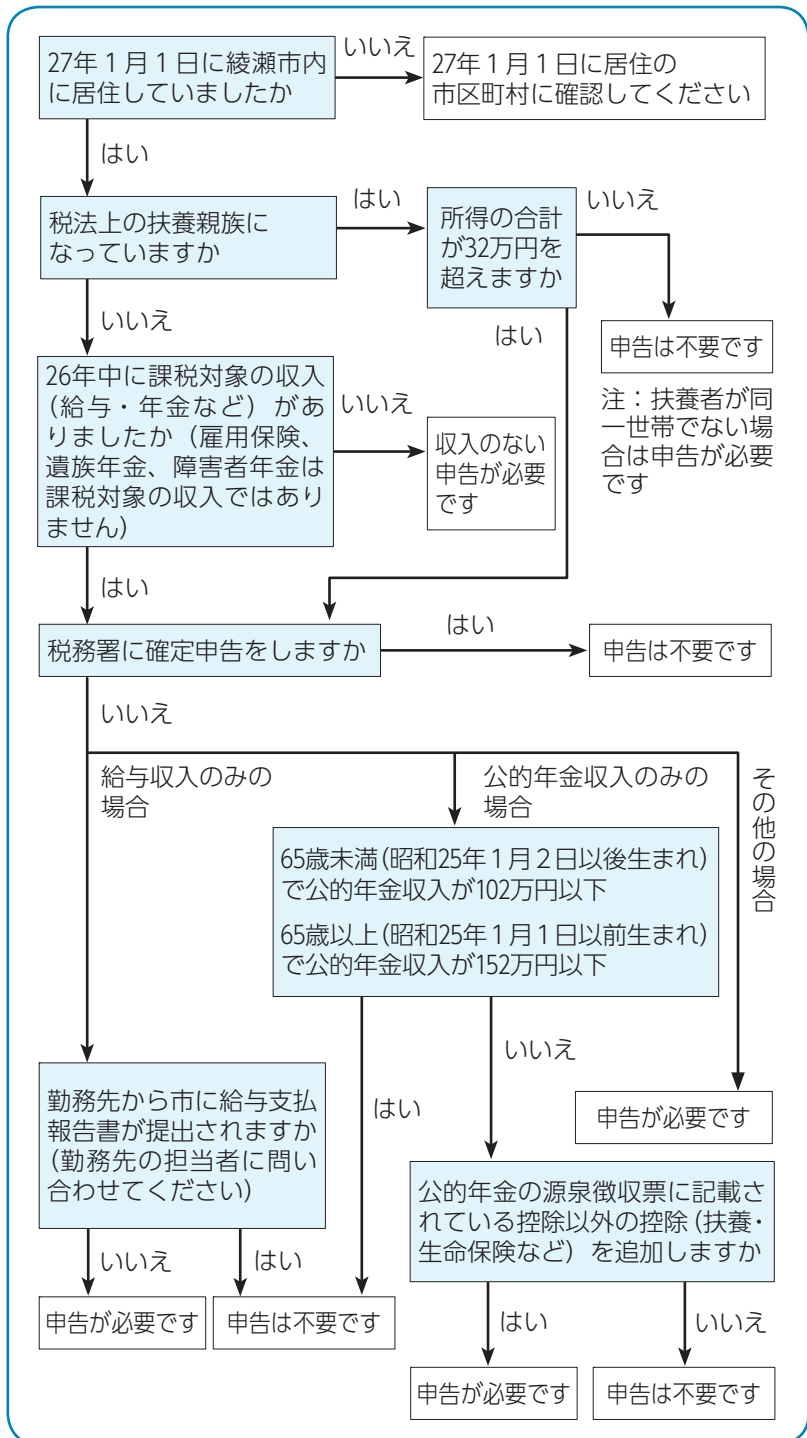
お願い
期間中は駐車場が混雑するので、バスなどの交通機関を利用してください。

大和税務署の 確定申告受け付け

同署では2月4日(水)～3月16日(月)に確定申告書作成会場を設置するので、作成のために来署する場合は、この期間に来てください。土・日曜日は閉庁のため、申告はできません(2月22日と3月1日の各日曜日は、確定申告の相談受け付けを行います)。

給与所得者や年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方など、所得税と復興特別所得税の還付申告書提出のみの方は、1月から受け付けができます。

市・県民税の申告が必要か確認をお願いします



送で提出することもできません。封筒に申告者の住所、氏名を記入し、同署へ。確定申告書などの控えが必要の方は、返信先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

土地・建物・株式の売却や贈与を受けた方は同署へ問い合わせてください。期間中は大変混み合うので、還付申告は早めに行ってください。

閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けの「時間外収受箱」を利用するか郵送してください。詳しくは国税庁 www.nta.go.jp。

便利なe-Tax (所得税電子申告)

■手続きは簡単
国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで作成した申告書を郵

送で提出することもできません。封筒に申告者の住所、氏名を記入し、同署へ。確定申告書などの控えが必要の方は、返信先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

医療費の領収書や源泉徴収票などの記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出や提示を省略できます(確定申告期限から5年間は、添付書類の提出や提示を求められることがあります)。

詳しくは www.e-tax.nta.go.jp か大和税務署 ☎046・262・9411。

確定申告無料相談

税理士などによる小規模納税者などの無料申告相談を行います(日時は表1のとおり)。

所得のある場合を除く。譲渡所得、高額所得や、今年初めての住宅借入金等特別控除、贈与所得など相談内容が複雑な場合はご遠慮ください。

市・県民税の申告

所得税の確定申告をする必要のない方も、市・県民税の申告は必要です。これは、27年度市・県民税を計算するための基礎資料となるばかりでなく、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料にするものです。

① 所得税の確定申告をした
② 同一世帯で扶養されている
③ 昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている
いずれかに該当する方は、不

表1 市役所に開設する所得税の申告窓口

実施日	受付時間	場所	対象
2月4日(水)・5日(木)・9日(月)	税理士無料相談 9:00~11:30 13:00~15:00	市役所7階 市民展示ホール	(所得) 給与・年金・一時のみ (控除) 医療費、社会保険料、生命保険料など
2月16日(月)～3月16日(月) (土・日は除く)	8:30~11:00 13:00~15:30	市役所7階 市民展示ホール	(所得) 給与・年金・一時のみ (控除) 医療費、社会保険料、生命保険料など

※混雑状況により受付締切時間が早まる場合があります
※相談後の確定申告は電子送信を行います
※2月4・5・9日の提出のみは受付時間9:00~11:30、J1-1会議室

表2 確定申告などに関する問い合わせ先

内容	申告期間	問い合わせ先
確定申告 譲渡所得	2月16日(月)～ 3月16日(月)	大和税務署 ☎046・262・9411 (自動音声による 番号選択)
贈与税	2月2日(月)～ 3月16日(月)	
消費税 (個人事業者)	3月31日(火) まで	

(窓口棟2階5番窓口)、2月2日～3月16日は市役所7階市民展示ホールで行います。
持ち物は▼印鑑▼昨年中の収入が分かる資料(源泉徴収票や給与支払者の証明書など)▼昨年中に支払った社会保険料や国民年金保険料、医療費、生命保険料、地震保険料などの領収書です。
国税務課 ☎70・5611。

一部の介護サービス利用料 医療費控除の対象です

訪問看護など一部の介護サービスの利用者負担分が、医療費控除の対象となります。

サービス事業者が発行する領収証(対象となる旨の記載があります)を添付して、申告してください。

おむつ代の医療費控除を受けて2年目以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりとなる①介護保険主治医意見書内

容確認証明書(医療費控除証明用)を交付します。要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は障害者控除を受けられます。控除に必要な②要介護認定者における障害者控除対象者認定書を交付します。
①②の書類が必要な方は高齢介護課に申請してください。
図同課 ☎70・5636。